

令和2年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

国立大学法人兵庫教育大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和2年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和2年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進を図ることとした。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④省エネルギー改修事業（E S C O事業）、⑤建築物の設計に係る契約に関して、以下のとおり環境配慮契約がなされた。

電気の供給を受ける契約では、平成29年度からの4年間、大学で使用する電気の競争入札による契約をおこなっている。なお、自動車の購入、船舶、省エネルギー改修事業（E S C O事業）及び建築物について該当する契約実績はなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

本学で排出する事業系廃棄物については、分別廃棄の推進を周知するとともに廃棄状況のチェックと注意喚起を行った。